

[令和元年 9月 定例会]

■（仮称）富士市立大学等の高等教育機関のあり方に関する検討組織の設立・活動について

■会計年度任用職員制度導入について ～学校事務、学校給食調理を事例に～

◆18番（小池智明 議員） お許しをいただきましたので、私は2点について質問いたします。

第1、（仮称）富士市立大学等の高等教育機関のあり方に関する検討組織の設立・活動について。

私は、平成29年2月議会で、常葉大学富士キャンパスの撤退に伴い考える高等教育機関の市内立地の意義等について、平成30年6月議会で（仮称）富士市立大学等の高等教育機関の設立可能性の検討について一般質問を行いました。特に平成30年6月議会では、（仮称）富士市立大学等の高等教育機関のあり方を考える庁内の検討プロジェクトチームと有識者会議を設置し、検討を開始すべきではとの提案に対し、小長井市長は、1つの大学を市が設立するということになりますと、非常に大きなテーマになってきますので、これは軽々に論じたり、また、結論を出せる問題ではないというふうに思っています。ですから、今の企画課の中での検討でも十分それで済むかといったら、決してそれでは済まないと思っておりますし、静岡市が市立大学の設立を目指すということで検討会が設置をされているわけですけれども、その中でも、市立大学ありきではなくて、さまざまな高等教育機関を全体的に見ての議論が今始まっているというふうに伺っていますから、富士市としましても、そういう同様の検討会というレベルまでは行かないかもしれませんが、その前段階のそういったことを検討する場ということになるってくるのではないかと思っています。今のままではなかなか、市立高校の話もありますけれども、いろいろな話が広がり過ぎても、ただただ議論が広がってしまっただけで、どの方向を目指すのかということも定まりにくいんじゃないかなという気がしておりますので、そういった組織的なものは必要になってくるのかなと思っていますと答弁されました。その後の動きが伝わってこない状況が続いている中、以下質問いたします。

1、昨年6月以降、市長が答弁された組織的なものについて、行政内部でどのような検討を行ってきたでしょうか。

2、検討組織の設立やその活動スケジュールはどのように考えているでしょうか。

大きな2つ目です。会計年度任用職員制度導入について、学校事務、学校給食調理を事例に質問いたします。

現在、富士市役所で働いている臨時職員を来年度からは会計年度任用職員として位置づけ、任用する制度の導入に向け、さまざまな検討が進んでいます。本議会においても、昨日には富士市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等が議決され、来年4月1日から施行されることになっています。

市当局が作成した会計年度任用職員制度に関する説明会の資料によれば、会計年度任用職員制度は、現在の臨時・非常勤職員は地方行政の重要な担い手だが、制度が不明確であり、地方公共団体によって任用・勤務条件の取り扱いがさまざまで、適正な任用・勤務条件を確保することが求められている。臨時職員が移行する会計年度任用職員の職務の内容や責任の程度は、常勤職員——正規職員のことですが——と異なる設定としなければならない。正規職員との職務の振り分け、責任の明確化が制度移行の前提条件である。正規職員が担うべき業務は本格的業務であり、具体的には組織の管理、運営自体に関する業務、財産の差し押さえ、許認可といった権力的業務等、会計年度任用職員が担う業務は補助的業務であり、具体的にはデータ入力、資料整理などの単純作業や正規職員が行う権力的業務の前段となる予備的な作業など、専門性が低い業務とされています。導入に当たっては、前提条件とされる正規職員との職務の振り分け、責任の明確化と、その直属の上司、指示をする担当者、所属長——これは監督者と呼ばれる課長等ですけれども——に相当する正規職員の意識、行動が重要になると考えます。

今回は、学校事務職員、学校給食調理員を事例に質問することを通じて会計年度任用職員制度導入の適正なあり方を確認したいと考え、以下質問いたします。

1、学校事務における会計年度任用職員制度導入について。

(1) 学校事務の業務の内容、構成と、従来から現在に至る間、正規と臨時——これは県職と市職であります——の仕事は何をもって線引きしてきたのでしょうか。

(2) 同制度導入に当たり、今後は正規と臨時でどのように本格的業務と補助的業務に区切っていくのでしょうか。

(3) 誰がどのようにチェックしていくのでしょうか。

2、学校給食調理における会計年度任用職員制度導入について。

(1) 学校事務と同様に、業務の内容、構成と、従来から現在に至る間の正規と臨時の仕事は何をもって線引きしてきたのでしょうか。

(2) 制度導入に当たり、今後は正規と臨時でどのように本格的業務と補助的業務に区切っていくのでしょうか。

(3) 誰がどのようにチェックしていくのでしょうか。

最後に、3、来年4月から会計年度任用職員制度の適正な導入に向け、まだ

数カ月ありますが、今後どのような検討、対策を進めていくのでしょうか。

以上、1回目の質問とします。

○議長（一条義浩 議員） 市長。

〔市長 小長井義正君 登壇〕

◎市長（小長井義正 君） 小池議員の御質問にお答えいたします。

御質問のうち、学校事務及び学校給食調理における会計年度任用職員制度導入については、後ほど教育長からお答えしますので、御了承願います。

初めに、（仮称）富士市立大学等の高等教育機関のあり方に関する検討組織の設立・活動についてのうち、昨年6月以降、市長が答弁された組織的なものについて、行政内部でどのような検討を行ってきたかについてであります。昨年6月に市立大学設立に関する御提案をいただいた後、庁内関係各課を集め、今後、大学等の高等教育機関の設置や誘致等に関連する情報収集や情報共有を図っていくことを確認いたしました。また、昨年11月には静岡公共政策研究所の方に講師をお願いし、庁内関係課の職員を対象に、市立大学の設置に関する勉強会を開催いたしました。この勉強会では、全国の公立大学の現状のほか、市立大学設置に係る収支や経済効果の試算等について御説明いただき、公立大学設置により期待される効果や想定される課題などへの理解を深めております。その後は企画課を中心に、全国の公立大学や本年度から新たに認可された専門職大学の設置状況などに関する情報収集を行っているところであります。

次に、検討組織の設立やその活動スケジュールはどのように考えているかについてであります。大学などの高等教育機関の存在は、若い世代の人口確保だけでなく、経済の活性化や、文化、教育面などに大きな影響を及ぼすものであり、メリットは大きいと認識しております。一方で、18歳以下の人口は今後さらに減少することが見込まれる中、私立大学の都心回帰や国立大学法人の再編、統合が進んでいる状況にあり、地方の大学等を取り巻く環境は厳しさを増しております。

このように、大学等の誘致や設置に向けては、現在、逆風状況にあるだけでなく、将来にわたって市財政に相当の負担を要することから、本市における高等教育機関のあり方について有意義な検討を行うためには、現状把握や将来予測など、十分な準備が必要であります。このため、現時点では庁内検討プロジェクトチームや有識者会議などの検討組織を設置していく前段階にあると考えており、本市が目指す方向性を定めていくための準備を行うため、庁内の関係課による研究を継続してまいります。

具体的には、本年度から来年度にかけて高等教育機関の設置や誘致のあり方を組織的に検討している先進自治体の事例研究や公立大学法人等への現状視察などを行うことを考えております。現在、令和3年度から始まる第六次総合計画の策定作業を行っているところでありますが、高等教育機関の設置や誘致

は、本市の目指す将来都市像の設定にも深く関与するものでありますので、策定過程において、議員の皆様や総合計画審議会委員の皆様などから今後御意見をいただく予定であります。これらの場での議論や寄せられた御意見などを踏まえ、本市における高等教育機関の設置や誘致などについて、第六次総合計画へ位置づけていくべきかを検討し、位置づけていく場合には、計画期間中の検討組織等の設立について考えてまいります。

次に、会計年度任用職員制度導入についてのうち、来年4月から会計年度任用職員制度の適正導入に向け、今後どのような検討、対策を進めていくのかについてであります。会計年度任用職員制度は、平成29年5月の地方公務員法及び地方自治法の一部改正により創設された制度であり、令和2年4月に運用開始となります。これまで、臨時・非常勤職員の任用・勤務条件につきましては、自治体によりさまざまでありましたが、法改正により会計年度任用職員の任用、服務規律等の整備、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行うなど、統一的な取り扱いが定められました。

特に会計年度任用職員の業務内容や責任の程度につきましては、同一労働同一賃金の観点から正規職員との差別化をより明確化する必要があり、本市におきましても、この点を重要課題として捉え、昨年度には庁内検討委員会及びワーキンググループを設置し、任用のあり方や勤務条件等について検討を重ねてまいりました。あわせて、出先機関を含む各所属の理解を深めるとともに、臨時・非常勤職員の業務内容等を検証するため、本年1月に、所属長、統括主幹職等を対象とした説明会を開催するなど、制度導入に向け、準備を進めてまいりました。また、職員団体につきましては、制度案について協議を重ね、基本的事項について同意を得ております。こうした取り組みを経て、現在の臨時・非常勤職員の一部の職について正規職員化を図るとともに、給与等の勤務条件が整ったことにより、さきの6月定例会市議会及び本定例会市議会に関係条例案を提出したところであります。今後は臨時・非常勤職員に対し、勤務条件等について周知を図った上で広く公募を行い、会計年度任用職員の採用を行うとともに、所属長等に対しても引き続き臨時・非常勤職員の業務内容の精査、検証を徹底するなど、来年4月からの円滑な制度の運用開始に向け、準備を進めてまいります。

以上であります。

○議長（一条義浩 議員） 教育長。

〔教育長 森田嘉幸君 登壇〕

◎教育長（森田嘉幸 君） 次に、学校事務における会計年度任用職員制度導入についてのうち、学校事務の業務内容、構成と、県費負担正規職員と市費負担臨時職員間ではどのように業務の線引きをしてきたのかについてであります。学校事務の人員構成及び業務内容であります。本市の学校事務は、原則、県費負担正規職員と市費負担臨時職員の2人が担っております。このうち

正規職員は、主に教職員等の給与管理、任用事務、職員会議などの学校経営に参画しております。一方、臨時職員は、原則として来客対応、電話対応、文書等の受け付け連絡、物品の管理購入、購買関係の業務、給食・学年費の帳簿管理等の業務などがあり、正規職員とともに行っております。しかしながら、正規職員と臨時職員の業務の線引きにつきましては、学校の規模や地域性から各学校の業務ごとの量が異なるため、明確な線引きができていない部分もありました。

次に、会計年度任用職員制度導入に当たり、今後どのように県費負担正規職員と会計年度任用職員となる市費負担臨時職員間で本格的業務と補助的業務に区切っていくのかについてであります。本格的業務と補助的業務の区分けにつきましては、今回の会計年度任用職員制度導入の趣旨を鑑み、学校事務は事務主任である正規職員中心となって担うことを再認識させ、一方、臨時職員は、正規職員の指示、責任のもと、補助的業務を行うよう明確化してまいります。

次に、誰がどのようにチェックしていくのかについてであります。管理監督者である校長が、臨時職員が担う業務が補助的な業務の範疇を超えていないか確認するとともに、重責な業務でないか、また過度な業務量でないか等の観点から業務区分を確認し、勤務時間内で業務が終了するよう指導してまいります。また、教育委員会事務局におきましても、学校訪問での事務職員との面談のほか、臨時職員との面接の場を通して業務内容等が適切であるか確認してまいります。

次に、学校給食調理における会計年度任用職員制度導入についてのうち、学校給食調理員業務の内容、構成と、正規職員と臨時職員ではどのように業務の線引きをしてきたのかについてであります。学校給食調理業務の人員構成及び業務内容ですが、給食調理業務は、正規調理員並びに臨時調理員及びパート調理員がおり、配置人数は食数により異なります。学校給食調理業務は午前中に食材の荷受けを行い、献立の調理作業を行い、給食が完成した後に学級ごとに配缶を行います。午後は翌日の作業の確認を行い、その後、食器等の洗浄、床の清掃やごみの片づけ等を行い、全ての作業を終えた後、翌日以降の献立ごとの作業手順書の作成を行います。

業務の線引きにつきましては、正規調理員は、学校給食衛生管理基準に従い、施設設備等の安全衛生及び食品衛生の適正を期すため、調理員の健康状態の把握、日常点検の指導助言等、作業が円滑に進むための管理的な業務を担っております。一方、臨時調理員は、正規調理員の指示、責任のもと、正規調理員とともに調理業務に従事しております。

次に、会計年度任用職員制度導入に当たり、今後どのように正規職員と会計年度任用職員となる臨時職員で本格的業務と補助的業務に区切っていくのかについてであります。本格的業務と補助的業務の区分につきましては、学校給食調理業務は、正規調理員と臨時調理員が共同で行う一連の業務であることから、調理業務を区切ることはできません。しかしながら、正規調理員は、施設

整備等の安全衛生や1日の献立ごとの作業手順書の作成を初めとした指揮命令的業務を総括的に行ってまいります。一方、臨時調理員は、正規調理員の指示、責任のもと、調理業務に従事するよう徹底してまいります。

次に、誰がどのようにチェックしていくのかについてであります。管理監督者である校長が正規調理員と臨時調理員との面接を通して業務内容や勤務時間を確認してまいります。また、教育委員会事務局におきましても、校長及び臨時調理員との面談を実施するとともに、正規調理員の研修の機会を通して再度確認してまいります。

以上であります。

○議長（一条義浩 議員） 18番小池議員。

◆18番（小池智明 議員） 高等教育機関の関係ですけれども、これまで役所の中で関係課がいろいろ情報収集してきたよと、これからの検討組織については、まだ具体的に検討する段階まで来ていないということでしたけれども、ちょっと確認ですけれども、今の市長の答弁の仕方ですと、この一、二年で役所の中で先進的な事例等を視察したりして、議会や総合計画審議会の中でも議論をして、その結果として六次総に位置づけるかどうか決定していくというふうには私は受け取ったんですが、そういう受け取りでよろしいですか。

○議長（一条義浩 議員） 総務部長。

◎総務部長（川島健悟 君） 例えば昨年度も六次総の懇話会を実施しまして、市民の方からもいろいろ意見をいただいております。そういったことも含めたり、また今後、年内には六次総の策定につきまして、全員協議会で各議員の皆様から御意見を頂戴したいと考えていますが、本年の全員協議会では骨子の部分、計画の柱になる部分が主ですので、個々のそういった項目についてどこまでこちらからお示しして御意見をいただくとかというのは、またちょっとこれから詰めていくところでございますけれども、大学の設置等につきましては非常に大きな課題でありますので、その点についても議員から御意見もいただきたいと考えておりますし、あわせて六次総の審議会でも御意見をいただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（一条義浩 議員） 18番小池議員。

◆18番（小池智明 議員） 今回またこのテーマを出しましたのは、市長の答弁をあえて長々読み上げましたけれども、市長御自身が、やはり今の状況だと議論が広がってしまって、高等教育機関といってもいろんなタイプがありますし、あるいは富士市が考えるとしたらどういうものだとか、あるいは一番懸念される財政的な問題、いろいろある中で論点がなかなか整理されていないと。

ですから、その論点を整理するために少しそういう検討委員会的なものを市長御自身として立ち上げていかなければという思いを前回の質問の答弁として私は感じたものですから、私もそう思いましたので、どうなのかなと思いました。

ただ、今の答弁から、ある意味、この1年、2年の中で論点を出して、六次総にしっかり位置づけるのかどうか、その辺をどうするかという意味の、幾つかの論点の上である結論に合意すると、そういうのを目標にしているというふうに捉えましたけれども、それでよろしいのでしょうか。新しい総合計画は令和3年度からですから令和2年度の11月、もしくは2月、議決を経る以前に総合計画審議会の中でもいろんな材料を出して議論をする、さらに、議会にもそれを含めた資料を出して提示すると。そこで、市長の考えも当然そこで入るでしょうし、我々議員もある程度意見交換して結論を出していくと、そういう受け取りでよろしいでしょうか。

○議長（一条義浩 議員） 総務部長。

◎総務部長（川島健悟 君） 論点整理というお話もございました。そういった中で、例えば全員協議会とか、六次総の審議会等で資料の出し方というものもあるかと思えます。大きな課題は六次総の期間中にはいろいろあると思えますので、どういった資料をどの程度お示ししていくのかということも検討課題ではありますけれども、実際、この1年、2年——要は、大学につきましては誘致という考え方、それから新設という考え方、いろいろありますけれども、現状いろいろ調査をしていく中では、富士市の場合、もしそういうことになりましたと全くゼロ、設立といえども全くないところから新しく用地、それから建築、それからその後の運営というものがかわってきますし、他市の公立大学等の状況を調べている中では、既存の地方の私立大学が大分経営、運営的に難しくなって、そこを公立の県なり市なりが運営を引き継いでいるという事例がありますけれども、本市の状況に合ったような事例がなかなかなくて、そのあたりが少し議論、またいろいろ資料とかを作成する中では非常に大きな課題になっているというふうに現時点では捉えております。

以上です。

○議長（一条義浩 議員） 18番小池議員。

◆18番（小池智明 議員） きょう、あと1年半くらいの中でそういう議論をしていくということで表明があったというふうに私は受け取りましたので、ぜひ議論をこれからしていきたいなど。あるいは、総合計画審議会ということでいろんな方が入ると思えますので、いろんな観点から議論をしていくということで承知いたしました。

次の質問ですけれども、来年から始まる会計年度任用職員制度の件ですけれども、議長のお許しを得て資料を配りましたので、これをもとに少し説明した

いと思います。

まず、基本的な今回の制度の目的ですとか、あるいは目指すイメージ、それと進め方の確認をしたいと思います。資料の左側をごらんいただけますか。塗り潰した丸と、下に白抜きの赤い丸をくっつけてありますけれども、いろんな業務がそれぞれ本格的業務と補助的業務、これは教育長の答弁にもあったような言葉ですけれども、こういうことで1つの業務は成り立っていると。本格的業務というのは正規職員がやる、補助的業務というのは臨時もしくは会計年度任用職員がやってくんだよと。

それが、これは学校事務を例に話しますと、1つ下の絵を見ていただきたいんですが、現状はどうなっているかという、先ほど教育長からの答弁にもありましたように、県職はどちらかというと学校経営、あるいは学校の教員の関係の事務をやっていくよと。市職は、それ以外のいろんな文書ですとか、あるいは保護者から集める校納金ですとか、そういう業務、または管財とか、そういうことをやっていくんだよと。業務が分かれているわけです。分担していません。ただ、市職はある会計については全部やるわけですよ。後でもっと詳しく、私も調べたものですから申し上げますけれども、給食費の会計だったら給食費の通知から集めて、最後、督促までやって、決算して、監査を受けることまで全部やると。そういった意味では、仕事仕事によって県職と市職が分断されているわけです。ただ、それは今回の本格的業務と補助的業務で正規と臨時を分けるということですので、全ての業務について、これからは赤く塗り潰した本格的業務は県職がやるんだと。白抜きの補助的業務を会計年度任用職員がやってくんだと。もちろん、1つ1つの赤の塗り潰しと白抜きの業務の中で正規がやるのは10のうち、一、二のもので、残りの八、九を臨時がやる。また、正規が六、七やって、残りの三、四ぐらいを臨時がやるという場合もあるんでしょうけれども、本格的業務は県職がやって、市職はその指示のもとで補助的業務をやっていくと、こういうふうに横の関係、分担の関係から縦の関係、先ほど答弁にもありましたけれども、指示をするんだと。指示を受けて、その指示どおりに働くんだよという関係に変えていくんだという話がありました。

これは教育長だけではなくて、総務部長にもあわせて確認したいんですが、会計年度任用職員導入の目的というのは、臨時職員の皆さんの位置づけの曖昧さ、あるいは処遇をしっかりと統一して明確化しようというのがありますけれども、私はそれとともに、それ以上に役所の仕事全体の生産性をもっと上げる、効率性を上げる、そういう観点から仕事を見直して、必要なところには正規の職員がしっかり、私の仕事はここまでだ、それ以外の業務は臨時に任せよう、そういうことをすることによって生産性を上げる、そういうことが大きな目的だと思っております。また、そういうことを進めていくに当たっては、主導していくのはあくまでも正規職員であって、正規職員自身が持っている、ここに今、丸が10個ありますけれども、10の仕事全部を把握した上で、1番目の仕事は俺が1つやればいいや、2番目の仕事は僕が6つまでやらなき

やだめだ、残りの4を臨時にやらしてもらおう、そういう把握と棚卸しした上で仕分けをすると。そういう意味で、正規職員が主導していかなければいけないと思っています。これについて、こういう考え方で今回の制度は導入しなきゃいけないんだと思いますけれども、そうした考え方でよろしいかどうか、総務部長、どうですか。

○議長（一条義浩 議員） 総務部長。

◎総務部長（川島健悟 君） 今回の制度の目的は、先ほど小池議員がおっしゃっていただいたとおりです。処遇のことの明確化、責任の明確化等であります。ただ、その生産性を上げるものについて、ちょっと国のほうでそこまで明確にこういったものの記載があったかどうかということ、はっきりこういうことまではうたってはいないかなと思いますけれども、生産性を上げるという意味合いもありますけれども、究極的にはやはり市民サービスの向上につながるというところが一番の目的であると思います。そういった中で法の改正、それから昨日承認していただきました条例の改正等によって、そのあたりをしっかりと明確にしていくということが本来の目的だというふうに考えております。

以上です。

○議長（一条義浩 議員） 18番小池議員。

◆18番（小池智明 議員） 同じような理解でいいか、教育長もしくは教育次長。

○議長（一条義浩 議員） 教育次長。

◎教育次長（畔柳昭宏 君） 法の解釈につきましては、総務部長と同様な意見でございます。これに伴って現場のほうといろいろ話をしたり、こうやっていく中では、議員おっしゃるように、事務全体の洗い出しというところから始まってまいりました。どれだけの負担ができるのか、では分けたときに県費の職員がどれだけの負担が出てきて、ではそれをやっていけるのかどうなのか。そうしますと、ではどんなことをすればいいのか、当然事務の効率化というような議員のお話もあろうかと思えます。そんな議論も出てきているという状況にはあると思えます。

以上です。

○議長（一条義浩 議員） 18番小池議員。

◆18番（小池智明 議員） わかりました。そうしましたら、効率性ですとか、そういったことは、これは私の思いもあるんですけども、基本的には私が整理した考え方でよろしいということで、それを前提に少し話を、今回の事例の学校給食と学校事務のことを確認していきます。

まず、学校給食なんですけれども、資料の右下のほうに表と図がありますけれども、これは先ほど教育長から答弁をいただいた作業手順書ですね。毎日調理員の方がそれぞれ、これは名前が出ていないんですけれども、左側に名前があって、何時から何時までどういう仕事をしていくんだと。作業手順書をつかって、さらに、あなたはこういうふうに動くんだよ、衛生管理上、ここは絶対入っちゃだめだとか、こういうふうに動くんですよという工程表と動線図というのを毎日つくっているそうですけれども、これは、これまで臨時も正規も同じローテーションの中でやってこられたと。ちょっと私はびっくりしたんですけれども、そうした中で、ある方に聞くと、臨時職員が、これは毎日、私は最初から家へ持って帰ってつくるのが当たり前だと思ったと。もう何十年もやっている方ですけれども、そういう方がいました。残業もつけずにですね。ただ、これについては、今後正規がつくるというような話も聞いていますが、その辺はどうですか。

○議長（一条義浩 議員） 教育次長。

◎教育次長（畔柳昭宏 君） 写真もいただきまして、これについてもちょっと補足をさせていただきたいと思っておりますけれども、左側が作業工程表、右のほうが動線図ということで、両方をあわせて動線図工程表というような呼び方をしております。毎日毎日の献立がございましてけれども、それに基づいて1つずつこんな作業が出てまいります。この調理作業の手順ですとか、時間、それと担当者を決めているのが作業工程表、これには食材の温度ですとか、調理後の中心温度の測定結果を記入しながら時間割がつくられています。

右側のほうは作業動線図と言っております。例えばですけれども、生肉と調理済みのサラダが接触しないように、要は汚染があるようなものと接触しないように、こういうルートで動きましようということでございます。そのほかにも手洗いのタイミングですとか、作業別にエプロンをかえるんだよとか、実に細かく規定されたものでございます。ただ、これにつきましては、正規だけが理解して調理が行えるかということ、そういうものではございませんので、これは正規、臨時の区分なく、絶対に理解をして、そのとおりに動いていただきたいというものでございます。ただ、議員おっしゃいましたとおり、最後の作成の責任者、責任を持ってこれを作成するというのは正規の業務になってまいります。

以上です。

○議長（一条義浩 議員） 18番小池議員。

◆18番（小池智明 議員） これは毎日の作業指示書ですから、私は当然正規が、つくるのもそうだし、最後に確認するのもそうだと思います。まして臨時職員に家に持って帰って持ってくるんだよなんて、それが最初からまかり通っているようじゃどうしようもありませんので、それは確実に改善いただきたい

など。それとあと、何人かの調理員の方に聞くと、例えば富士市の学校はアレルギー食を、いろんな配慮をしながらやっているんだけど、その食材の管理も臨時職員がやっている学校もいまだにあるようです。命にかかわることですから、そこまで私たちは、臨時という立場じゃ責任を負えませんよという話も聞きました。ぜひそういったことも改善して欲しいなと。

ただ、この後、話をする学校事務と比べると、学校給食の皆さんは、正規の方も臨時の方もパートの方も市の直接の採用ですよ。ですから、そういった意味では話が通じやすいのかなと。徐々に改善してきているということですので、これからも気を抜くことなくというか、確実にその辺の仕事の整理をして欲しいなと思います。

次に、学校事務なんですけれども、学校事務については、さっき1月に説明会をやって、いろんな部署で仕事を整理するようにと、それは学校事務のほうにも言ったようです。その後、7月に市職県職合同研修会というのがあって、そのときの資料をいただいたんですが、その右上にあります。このときにはもう来年4月から会計年度任用職員制度を導入するんだという説明も受けて、そういうつもりで仕事の整理をしている段階です。その段階でちょっとこれを読んでいきますね。

県の職員のアンケート、これは抜粋ですけれども、県費事務職員、市費事務職員、用務員とで話し合いをして、事務分掌の見直しを行った。こういう学校が大体半分ぐらいあったようです。

校納金督促に関する保護者への電話連絡を全て県事務が行うこととした。今までは市の臨時職員がやっていたということです。

市費事務職員の業務内容については多種多様であり、また専門的な業務については理解できていない。県費がわからない専門業務も市費が担当しているということです。

市職の負担を減らすことばかりやっている、これではこの先云々とあります。私はこれを読んであきれたんですけれども、この県費事務職員というのは、おまえが責任を持ってやるものじゃんとまず思いました。

市事務が新採だったので、県事務が会計の大多数を担当している。単純な事務補助ということが仕事なら、新採でもできるはずですよ。

就学援助は6年目で、保護者ともうまく関係ができていますので市事務がやっている。ということは、就学援助は完全に本格的業務じゃないかと。

県事務が全体を把握するといっても、実際に市費事務職員の支払いや文書受け付けまで把握することは難しい、これ以上負担がふえると大変。全体を把握するのが上司、県事務の仕事じゃないかと思えます。

市職員のアンケート。分掌の見直しをしたことにより、市費事務職員の仕事量が軽減され、時間外勤務を余りしなくてもよくなった。ということは、毎日じゃないけれども、今でもやっているんだね。

今年度は特に業務改善はしていない、今の業務内容で特に残業することもなくスムーズに仕事ができているため問題ないという学校もあるようです。

校納金会計の分掌がえを行った、給食費会計を市費職員、その他の会計を県費職員とした。これは、横の関係を少し変えただけじゃないかなと。分担を変えただけだなと。

県事務の負担増で申しわけなく思う気持ちがある、実際に時間をコントロールしても帰れない。それは思い違いですよ、申しわけないなんて思っちゃだめですよと私は思います。

どうですかね、感想は。私は、この制度導入の目的ですか、どういうことをしなきゃいけないのかというのを県の職員は何もわかっていないんじゃないかと。市職は、それは本当に思い違いだよ、皆さんは補助事務ですよ、それをそこまで責任を負ってやる必要があるんですか。だけれども、今の状況はやらなきゃいけないわけですよ。7月というのは、もうこの制度を導入するという事でみんな変えていこうと準備をしている時期であってもまだこの状況だと。

質問する前に教育委員会に話を聞きに行ったんですけども、県職員も上司は所属長であり、さらにその上というか、それでも動かないときは我々が直接の上司ですよ、指示しますという話でしたけれども、どれだけ教育委員会から県の事務にこれまで説明とか、指導してきたんでしょうか。その辺をちょっと伺います。

○議長（一条義浩 議員） 教育次長。

◎教育次長（畔柳昭宏 君） 会計年度任用職員制度の説明ですけども、まず、先ほど市長答弁にもございましたけれども、こういう制度ですよ、今後はこうなりますよというようなお話は人事部局のほうでやっていただきました。たしかこれには教育委員会も統括主幹以上が出ているという形になっていると思います。教育委員会独自の中でも、平成31年1月ですけども、やっぱり学校の一番の責任者は校長先生でございますので、まず校長先生に対して会計年度任用職員制度、それと正規職員と臨時職員との業務の差別化については、調理と学校事務というようなこと、具体的な話をちゃんとさせていただいております。

先ほど議員が御指摘の県事務につきましては、平成31年1月15日ですけども、教育会館におきまして県事務の研修会というのがございました。そちらでも会計年度任用職員制度と皆さんの役割というのを説明させていただきました。さらには、先ほど議員からアンケート資料の提示をさせていただいたとおり、合同研修会を7月25日にやらせていただいております。これには県事務と市事務、ですので合同研修会、そんなことをしております。まだまだこのアンケートは、議員の提示の前に私どもも入手している部分もございましたので、まだこんな問題点もあるのかということで、再度、10月3日に校長会がございましたので、教育長から学校教育課を通しましてちゃんともう1度、この制度の意義、正規と臨時をちゃんと分けて、事務の一番の責任をとるのは事務主任

ですよ、要は正規の県事務ですよというのをやらせていただいています。
以上です。

○議長（一条義浩 議員） 18番小池議員。

◆18番（小池智明 議員） 今のお話を伺っても、まだ全然これからという段階ですよ。いろんな個別の学校の資料があるので皆さんには配れなかったんですけども、学校ごとにいろんな仕事を棚卸しして、これは誰がやる、これは誰がやる、責任者は誰だという表を教育長と市長、総務部長、教育次長のところにはお配りしましたがけれども、これを見ると、二重丸がいまだについているわけですよ。県にもついている、市にもついている。完全にこれは分担ですよ。当初言った横の関係であって、縦の関係、指示をするという関係になっていないですよ。これはやっぱりおかしいですよ。ぜひその辺をこれから、今、教育次長から、再度、研修会、説明会をやって具体的に仕分けしていくという話がありましたけれども、ただ、どうでしょうか、このペースでいって、それが4月1日から可能なのかなと。

1月に全課長と統括主幹に説明した説明会の資料には、会計年度任用職員に対する富士市の基本的な姿勢というところがあって、ここには正規職員が担うべき仕事は正規職員が行う、差別化ができないのであれば、正規職員として採用が必要と明確に書かれています。これは1月の説明会の資料です。変わらないならパートじゃなくて、正規職員ということでもいいんですか。このままいって。

○議長（一条義浩 議員） 教育次長。

◎教育次長（畔柳昭宏 君） 先ほど議員からも御指摘がございまして、私どもも答弁させていただいた中で、今回のケースを通しまして、例えば県費事務職員と今まで市費臨時職員がやっていたもの、当然県のほうがその責任を持ってやらなくちゃいけない、最終責任は県ですよ。ただ、その作業については、臨時にやっていただくのは問題がない。では、どこまで臨時でお願いできるのか。これはやはり県事務も法の精神に基づいて考えるべきですし、校長である管理者も考えるべき。

会計年度任用職員は、議員おっしゃるとおり、今後は補助的な業務だし、責任を持った業務からは外していく形になります。では、業務が回っていくのかという考え方でいけば、これは先ほどもありましたけれども、県の事務の考え方としまして、今、このアンケートにもちょっと出ておりましたけれども、共同学校事務室というので、要は事務の効率化ですとか、そこら辺も今研究している最中ですので、まずは業務がどれだけ効率化できて負担が減らせるのか、そういうところをやった中で、それでも足りない、では市として正規職員の配置が必要なのかどうなのか、その段階になってからの判断になるのか

なというふうに現時点では考えております。

以上です。

○議長（一条義浩 議員） 18番小池議員。

◆18番（小池智明 議員） 共同学校事務室の話が出ましたけれども、共同学校事務室というのは4月から始まったそうですが、今はまだ立ち上げのときだからかもしれませんけれども、逆に県の職員が共同学校事務室の運営のことで動いているものですから、そのしわ寄せが全部市の職員に来ているという話を何人かから伺いました。これは一時的なものかもしれませんけれども、本末転倒だなと思います。

もっと言うと、あくまでも分担も一部ありだよというニュアンスにとれたんですけれども、ただ、お金の会計の面ですよ。監査委員に監査を受ける、そこまで臨時がやっているそうです。監査を受けて、監査委員から指導を受けたら、それに対する回答書まで臨時が書いて出している。これは余りにもひどいだろうと。あるいは、近隣の方からのいろんな苦情ですとか、未納のある保護者への対応も、私は学校の先生が結構やっているのかなと思ったら、逆に先生が出ていくと、授業とか何かがあって、子どもとなかなか関係がデリケートなので、そこは事務のほうでやったほうがいいからということで、市の臨時職員がかなり出張って行って、直接保護者とやりとりをしている、それが現状だと。それをやるのでしたら、私はさっき正規職員ですかと言ったけれども、学校事務は一応事務補助というくくりで今採用されている待遇ですよ。けれども、とても事務補助じゃないなと。今、私が事例で出したようなことは、多分役所の中にいる臨時職員は絶対やっていないはずですよ。

であるなら、きのう可決した条例の中で、教育職、医療職、こういった皆さんは専門職ということでフルタイムの職員になりましたよね。そういうことで検討すべきじゃないかなと思うんだけど、4月1日から施行ですから、この間その云々は言えませんが、私は、もし今からその仕事を整理して行って、結局それができなかつたら、やっぱりある段階で見直しをして、専門職のフルタイム職員という位置づけも考えなきゃいけないと思うんだけど、その辺は教育次長というか、総務部長はどう考えますか。

○議長（一条義浩 議員） 総務部長。

◎総務部長（川島健悟 君） やはり現場におきましては、管理監督者である所属長の責務というのが非常に重要であると考えておりますので、業務等、職員のマネジメントにつきましては、適切に遂行する必要があるというふうに考えております。その中で、例えば正規、それからフルタイム、それからパートタイム、それぞれの業務の内容とか、量につきまして適正であるかどうかというのは常にチェックをする必要があって、必要に応じて調整、改善していくことをまず先に取り組むことが必要であるというふうに考えておりますけれど

も、それでもその中で課題が解決できないのであれば、例えば正規化なのか、パートタイムではなく、フルタイムにする必要があるのか、そこは内容を十分検証しながら検討する必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（一条義浩 議員） 18番小池議員。

◆18番（小池智明 議員） わかりました。これからの取り組みの中で、結果としてそこを見ていきたいという話でしたので、ぜひそうならないように、もしそうなったらやっぱり位置づけを見直すということで検討いただきたいなと思います。

今の事例をもとにした話でしたけれども、今の話というのは教育委員会だけではなくて、市役所全体に関係する話だと思うんですよ。私は最終的に生産性向上と言いましたけれども、総務部長は市民サービスの向上、同じというふうに理解します。そういう意識を持って自分の業務を見直した中で自分がやるべき本格的業務の範囲と、それ以外の補助的業務の仕事量と、それに必要な臨時職員の人数、作業量を把握する、これが正規職員の仕事だと思います。つまり、最も生産的、効率的に市民サービスを最大化するため、そういう仕事を進めるために正規と臨時のベストな組み合わせを設定していく、これが正規職員、直接の上司でもありますし、所属長でありますし、ここにいらっしゃる幹部の皆さんの仕事だと思っています。

我々議員も大多数が議員になる前はサラリーマンでした。民間企業も同じだと思います。あるいは、民間企業だったら売り上げをちゃんと達成しろとか、原価管理をもっと厳しくしろということで、もっともっと突き上げを食らう場合もあるわけですよ。富士市役所ではこうした意識というのが管理職の皆さんも含め、正規職員全員にあるのか、そこが一番のポイントだと私は思いますけれども、その辺は森田副市長、もしくは総務部長、どうですか。今回の会計年度任用職員制度を導入するという中でどこまで浸透していますか。

○議長（一条義浩 議員） 森田副市長。

◎副市長（森田正郁 君） 今回、非常に大きな地方公務員法の改正で、正規職員と臨時職員のこれまで曖昧な部分があったところをはっきりとしていくと、これを機にしっかりとその業務分担をするということだったものですから、今、小池議員がおっしゃったようないい機会なものですから、やはり正規職員は判断業務、あるいは指揮命令等をするという意識をしっかりと持って行くと。臨時職員の方でも十分に正規以上の仕事をできる優秀な方もたくさんいらっしゃいますけれども、だからといって、何倍も違う給料体系の中でそうさせるのはやはりよくないということで、やはりここは正規職員がしっかりとその仕事に対する意識を高めていく、これも大きな目的の1つではないかと。ですから、生産性とか効率性という話もありましたけれども、今回の点ではやは

りそういったことも同時に達成していく必要はあるかと考えております。
以上です。